

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住 所	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称			所 在	面積(㎡)
徳川 邦彦		三原市大和町篠二三四番地一	三原市大和町蔵宗一二一四番	八四七
農事組合法人徳永郷		尾道市御調町徳永甲一六三番地	尾道市御調町徳永字石丸一九九番二ほか一筆	二、〇八五
東城八幡ファーム株式会社		庄原市東城町森一七九六番地	庄原市東城町森字堤奥一五四三番ほか五五筆	九一、一九九
農事組合法人くまの		庄原市上原町一六八二番地	庄原市上原町字熊野二八四一番一ほか二筆	六、四五一
農事組合法人原田の郷		安芸高田市高宮町原田二〇九番地	安芸高田市高宮町原田字下田中一六三三番一ほか一六筆	二七、三二〇
農事組合法人原田の郷		安芸高田市高宮町原田二〇九番地	安芸高田市高宮町原田字清水一四七一番一ほか三二筆	五六、五九四
株式会社トペコおばら		安芸高田市甲田町下小原三〇二七番地二	安芸高田市甲田町下小原字的場二八八五番一	一、一〇一
株式会社トペコおばら		安芸高田市甲田町下小原三〇二七番地二	安芸高田市甲田町下小原字樋口四九九番一ほか三筆	四、六三三
有限会社援農甲立ファーム		安芸高田市甲田町上甲立四九八番地一	安芸高田市甲田町上甲立字中祖一四五五番一ほか七筆	一〇、八四四
有限会社援農甲立ファーム		安芸高田市甲田町上甲立四九八番地一	安芸高田市甲田町上甲立字下江田五三〇番一ほか二筆	二、九五〇
株式会社源流の里		安芸高田市美土里町生田五七五番地	安芸高田市美土里町生田字大伏山一八五番九六ほか二一八筆	二九一、九八二
野田 信夫		安芸高田市美土里町生田一一七三番地一	安芸高田市美土里町生田字則光七〇〇番ほか三四筆	六七、七七一
株式会社ハラダファーム本多		安芸高田市高宮町原田一六七九番地	安芸高田市高宮町原田字向切田四五二番一ほか一九筆	三一、二四九
山本 克則		安芸高田市吉田町吉田一九六番地三	安芸高田市高宮町原田字竜王山一三一〇〇番四	一、八〇四

黒田 浩樹	安芸高田市高宮町 原田三〇四三番地	安芸高田市高宮町原田字東 沖田二三一六番	三、一〇七
農事組合法人沖城	山県郡北広島町寺 原一四二六番地	山県郡北広島町有間字宮庄 一二五番ほか一二七筆	二二四、三二二
中村 幸司	山県郡北広島町本 地二八一三番地三	山県郡北広島町本地字堀之 本三七三番一ほか一筆	二、四四八
農事組合法人戸谷亀山	山県郡北広島町都 志見八四四番地二	山県郡北広島町都志見字田 ノ原九五一番一ほか四筆	九、七三五
田中 秀幸	豊田郡大崎上島町 中野二四一二番地	豊田郡大崎上島町東野字奥 条二三五七番一ほか三筆	一、五五六
冬木 俊介	世羅郡世羅町大字 西上原一一九番地	世羅郡世羅町大字宇津戸字 道長六一五番ほか二筆	六、五二二
農事組合法人みぞくま	世羅郡世羅町大字 山中福田二五四八 番地七	世羅郡世羅町大字山中福田 字宮地谷一八三六番ほか九 六筆	一三四、四六六
農事組合法人みぞくま	世羅郡世羅町大字 山中福田二五四八 番地七	世羅郡世羅町大字山中福田 字溝熊谷二七二四番ほか二 筆	五、五七六

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十九年十月十二日から平成二十九年十月二十六日まで